給食アレルギー対応食の指示書

厚生労働省　保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを引用　一部改変

給食を実施する際、注意が必要ですので次のように指示します。

赤羽認定こども園

年　　月　　日

病院・医院名

医師名　　印

電話番号

園児氏名	ふりがな		
生年月日	年　月　日（　歳）		
性別	男 ・ 女	**クラス名**	

原因食物	**除去根拠**　該当する除去根拠を≪≫内に記載する
① 卵 ※	≪　≫　（すべて・生卵・半熟卵）
② 乳	≪　≫
③ 小麦	≪　≫
④ そば	≪　≫
⑤ 落花生	≪　≫
⑥ 大豆	≪　≫
⑦ ごま	≪　≫
⑧ ナッツ類 ※	≪　≫　（すべて・くるみ・アーモンド・　）
⑨ 甲殻類	≪　≫　（すべて・えび・かに・しらす・　）
⑩ 軟体類・貝類 ※	≪　≫　（すべて・いか・たこ・ホタテ・アサリ・　）
⑪ 魚卵	≪　≫　（すべて・いくら・たらこ・　）
⑫ 魚類 ※	≪　≫　（すべて・さば・さけ・　）
⑬ 肉類 ※	≪　≫　（鶏肉・牛肉・豚肉・　）
⑭ 果物類 ※	≪　≫　（キウイ・バナナ・　）
⑮ その他	（　）

【除去根拠】
該当するもの全てを《 》内に番号を記載
①明らかな症状の既往
②食物付加試験陽性
③IgE抗体等検査結果陽性
④未摂取

※類は（ ）の中の該当する項目に〇をするか具体的に記載すること

下の除去食品のうち摂取不可能なもの

除去の際に摂取不可能なものに〇をする

① 卵 ： 卵殻カルシウム
② 乳 ： 乳糖
③ 小麦 ： しょうゆ・酢・みそ・麦茶
⑥ 大豆 ： 大豆油・しょうゆ・みそ
⑦ ごま ： ごま油
⑪ 魚類 ： かつおだし・いりこだし・魚しょう
⑫ 肉類 ： エキス

★コンタミ（製造ラインの共有や調理器具等の共有）について
→　配慮必要　・　配慮不要
※配慮が必要な場合の原因食物
（　）

摂取した場合出現する症状 （出現する可能性のある症状）	即時反応：　□ショック　□咳き込み　□呼吸困難 □嘔吐・腹痛　□顔面紅潮　□蕁麻疹 非即時反応：　□湿疹　□掻痒感　□下痢 その他　（　）
摂取した場合の対応方法 **緊急の対応**	①内服薬：　（　） ②外服薬：　（　） ③その他：　（　）

その他（注意点等）